

第30回都市経営会議 平成29年(2017年)2月6日(月)開催

1 平成28年度補正予算について

- 【提案】 企画経営部
- 【結果】 承認
- 【質疑等】 無し

2 宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 【提案】 市民交流部
- 【結果】 承認
- 【質疑等】 無し

3 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 【提案】 総務部
- 【結果】 承認
- 【質疑等】

- ・今回の条例改正で国の要件と同じになるのか。
→介護休暇については同一、看護休暇については国と同様、同居要件を外している。日数については同等以上である。
- ・条例改正の根拠法は平成29年1月1月施行であるのに対し、条例は公布日が施行期日である。
→昨年12月の人事院勧告の時点では準則等が示されていなかったことから、阪神間をはじめ他の自治体と同様に公布日を施行期日とした。

4 宝塚市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

- 【提案】 総務部
- 【結果】 承認
- 【質疑等】

- ・第2条第2項第1号に定める対象の教育施設のうち、大学について、大学院や短期大学は含まれるのか。
→含まれる。
- ・含むのであれば、その旨を表記しておいた方が良いと考える。
- ・第2条第3項に定める修学に必要なと認められる期間について、「2年とする」のはなぜか。4年生大学での修学に支障はないのか。阪神間の状況はどうか。
→修学部分休業制度は、大学を卒業して単位を取得することを目的とするものではなく、公務に関する能力の向上に資する学習を行うために勤務上の便宜を図るものである。また、阪神間で既に導入している市(芦屋市、川西市及び三田市)においても休業期間は2年で

統一されていることから、これらを総合的に判断して2年とした。

・従前、夜間大学に通学する場合は職務専念義務免除にしていたと思う。今回の条例案では部分休業となっているが、修学のための職務専念義務の免除についてどう判断するのか。

・民間の取組状況を把握しておく必要があると考える。

・第2条第2項第4号に定める「任命権者が認めた」教育施設とは、どのようなものになるのかを整理しておく必要がある。

→休業期間と職免の関係などを整理し、後日、各委員へ報告することとする。

5 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【提案】 都市整備部

【結果】 承認

【質疑等】

・手数料額について阪神間の取扱いはどうか。

→県下同じである。

6 宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を一部改正する条例の制定について

【提案】 健康福祉部

【結果】 承認

【質疑等】

・人員等の基準については国の準則通りである。文書の保存年限については兵庫県等の状況を踏まえて5年とした。

7 平成28年度宝塚市病院事業会計補正予算（第2号）について

【提案】 市立病院

【結果】 承認

【質疑等】

・毎年、差額を一般会計から繰り出しすることに決定したのか。

→平成28年度は一般会計から繰り出しする。平成29年度と平成30年度については、兵庫県市町村職員退職手当組合と協議した結果、市立病院側の負担率が下がることを踏まえ、一般会計からの繰り出しは無い。なお、平成31年度以降については退職手当組合において負担率を見直す予定である為、その状況に応じて、調整していくこととなる。

・市長部局も、一般会計からの繰り出しについて帳簿等を整備し、金額等が判るようになるべきである。

→決裁等を含め保管していく。

8 平成28年(2016年)12月市議会における議員からの要望等について(報告)

【報告】 企画経営部

【質疑等】 無し

9 宝塚市シティプロモーション戦略(案)に係るパブリック・コメントの実施結果について(報告)

【報告】 企画経営部

【質疑等】 無し

10 エイジフレンドリーシティ宝塚行動計画(案)に係るパブリック・コメントの実施結果について(報告)

【報告】 健康福祉部

【質疑等】 無し

11 宝塚市労働施策推進計画(案)のパブリック・コメントの実施結果について(報告)

【報告】 産業文化部

【質疑等】 無し

以上

